

## 第5期 子どもの権利委員会 始動！！

8名のメンバーが、令和2年4月より3年間の任期で、第5期子どもの権利委員会として委嘱を受けました。

平成19年4月に九州の自治体では初めて子どもの権利条例が施行され、今年で13年目となりました。この条例は、子どもたちが社会の一員として重んじられ、平和で豊かな環境の中で、健やかに成長していくことを支援するために制定され、「大人も子どもも幸せに暮らせる町づくり」を目指しています。

子どもの権利が正しく理解され、町民の皆様にも関心を持っていただくための情報発信に努め、委員会一同、力を合わせて活動していきます。



### ★志免町子どもの権利委員会の役割★

条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつながっていくのか、第三者的な立場から、調査・審議する組織です。様々な角度から審議を行い、条例を生きたものにするために、重要な任務を担っています。

子どもの権利条例については、町の全文が公開され、条文ごとにわかりやすく解説が付けてありますので、一度のぞいてみてください。

## 第1～2回委員会の様子

### ■第1回委員会 (R2.9.28)

誰もが想定外だった自粛生活を経て開催された第1回委員会に委員の緊張をほぐす自己紹介がありました。ユーモアを交えた「趣味・特技・今、気になっていること」のエピソードから人柄にふれる和やかなムードとなりました。子どもの権利条例策定の経緯や委員会の役割を確認し、3年間の見通しを持ちました。志免町の子どもを守る第4期委員会のバトンを受け取り、今後の方向性について協議し、委員の使命を確認する有意義な会となりました。

### ■第2回委員会 (R2.11.9)

マスク越しに笑顔で参集した第2回は、講師にNPO法人スペースdeGUN2代表の百田英子さんをお招きし、中学生から18歳の居場所(リリーフ)のほまえましい交流やコロナ禍での「外で話をする青空リリーフ」の最新実践報告をしていただきました。思春期の子どもを受けとめながら最善の利益を模索し続ける事業内容とスタッフの熱い想いにふれました。更に第1～4期委員会活動の課題を振り返り、志免町の子どもを思い浮かべ立場の異なる視点から活発な議論が交わされました。

## 権利委員メンバー紹介

### 委員長 入江 誠剛 (いりえ せいこう)

福岡大学に勤務しております。38年間の小学校教員及びその後3年間の大学教員の経験を活かし、精一杯務めさせていただきます。

さて、志免町子どもの権利条例は、第1条においてその目的を次のように示しています。



「この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。」この中で私が特に注目致したのは、「子どもの最善の利益を第一に考えながら」という部分です。これは、今風に言えば「子どもファースト」であり、志免町に限らず、どこの地域においても大切にしたい理念であると思います。条約や条例は、制定されることそれ自体にも意義がありますが、それ以上に、その趣旨や理念が、実生活において具現化されることが重要であると考えます。子どもの権利委員会の活動を通して、そのお役に立つことができればという思いを胸に鋭意努力していく所存でございます。町民の皆様のご理解とご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。